

開催
案内

信書便制度説明会

平成26年11 / 21 (金)

会場 山形テルサ

3階 研修室B

(山形県山形市双葉町1丁目2番3号)

時間 14:00～16:00 (開場:13:30)

主催 総務省 東北総合通信局

参加無料

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法（「民間事業者による信書の送達に関する法律」）が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

(内容)

第1部（利用者・運送事業者等対象）14:00～15:10

1. 信書便制度の概要
2. 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
3. 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

第2部（事業参入希望者対象）15:20～16:00

1. 特定信書便事業の規律
2. 特定信書便事業の申請書類と記載事項
3. 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

(1) FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

(2) Eメールでお申込みの場合 メールアドレス tohoku-shinshobin@soumu.go.jp

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

(3) 受付期間は平成26年11月14日まで。

なお、定員48名(申込順)になり次第、締め切らせていただきます。

(お問い合わせ)

総務省 東北総合通信局

信書便監理官 和智 TEL022-221-0631

説明会参加申込書(兼 FAX 送信票)

送信先 東北総合通信局 信書便監理官 あて

FAX 番号 022-221-0612

平成26年 月 日

参加種別	<input type="checkbox"/> 第1部 / <input type="checkbox"/> 第2部 ※ 希望するものに☑付してください。
団体名・企業名	
連絡先	電話番号 住所 E-mail
参加者名	(所属・役職・氏名)

案内図



- JR 山形駅より徒歩約3分
- 山形駅西花笠パーキング
駐車料金 (有料)
最初の1時間 200円、超過1時間ごと 100円

P : 山形駅西花笠パーキング **P** : 民間駐車場